

令和6年能登半島地震に係る災害対応事業について

〔 令和6年7月1日
文化庁長官裁定 〕
〔 令和8年4月10日
改 正 〕

重要無形文化財等伝承事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）3.（11）において、別に定めるものとしている災害対応事業の対象は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災した石川県立輪島漆芸技術研修所において、研修生の住居を可能な限り早期に確保するために不可欠であり、重要無形文化財等の伝承支援の観点から緊急的な国庫補助を行う必要があると特に認められた経費で、かつ、令和6年度に要するものに限るものとし、当該経費及びこれに対する補助額の算定方法については、下記によるものとする。

記

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
重要無形文化財等伝承事業	災害対応事業経費	重要無形文化財伝承事業費	役務費 使用料及び賃借料	設置工事費 借料及び損料	

- ・当該経費の算定対象となる研修生は、石川県立輪島漆芸技術研修所が提供する方法以外の方法では住居の確保が困難な状態にあると認められる者に限るものとする。
- ・石川県立輪島漆芸技術研修所が提供する方法以外の方法で住居を確保する研修生との公平性の観点から受益者負担とすべき経費については、対象経費に含めないものとする。
- ・当該経費の算定対象となる研修生から徴収される使用料相当額を、対象経費から減ずるものとする。
- ・国庫補助額は、上記により算定した対象経費の総額の50%とする。